

平成31年度

商工労働部予算の概要

平成31年2月

商工労働部

## 平成31年度 商工労働部 課・会計別予算額

(単位：千円)

年度	平成31年度	平成30年度		対前年度増減率		
	当初予算額 (a)	当初予算額 (b)	9月現計額 (c)	$(a-b)/b$ (%)	$(a-c)/c$ (%)	
一般 会 計	産業政策課	1,025,336	1,125,269	1,128,123	▲ 8.9	▲ 9.1
	中小企業振興課	60,936,065	62,772,262	62,772,262	▲ 2.9	▲ 2.9
	工業戦略技術 振興課	6,091,234	5,778,441	6,424,729	5.4	▲ 5.2
	商業・県産品 振興課	439,630	430,438	430,438	2.1	2.1
	雇用対策課	2,327,390	2,275,441	2,284,375	2.3	1.9
	一般会計 計	70,819,655	72,381,851	73,039,927	▲ 2.2	▲ 3.0
特 別 会 計	小規模企業者等 設備導入資金	2,699,356	716,583	716,583	276.7	276.7
	土地取得事業	312,289	107,438	211,388	190.7	47.7
	特別会計 計	3,011,645	824,021	927,971	265.5	224.5
部 合 計	73,831,300	73,205,872	73,967,898	0.9	▲ 0.2	

※ 総合支庁予算を含む

## 山形県産業振興ビジョン基本目標「不断のイノベーションによる価値の創造と “やまがた” の価値の発信を力強く推進し 活力ある産業を集積」

戦略1 「やまがたの明日を切り拓く産業の振興」	<h3>県内企業の技術革新（イノベーション）による新たな価値創出の加速</h3> <h4>世界最先端の技術を活かした新産業の創出</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;継&gt; 有機エレクトロニクス関連産業集積促進事業費【工業戦略技術振興課】134,123千円 有機ELディスプレイ分野や照明分野参入のための実証と事業化の支援、有機エレクトロニクス関連産業の集積促進</li><li>&lt;継&gt; がんメタボローム研究推進支援事業費【工業戦略技術振興課】107,129千円 国立がん研究センターと慶應先端研との連携によるがんメタボローム研究への支援</li><li>&lt;拡&gt; 成長分野参入総合支援事業費【工業戦略技術振興課】66,363千円 医療分野のニーズに基づく、医療機器の設計・試作開発への支援等</li><li>&lt;拡&gt; IoT関連製品支援施設整備事業費【工業戦略技術振興課】912,158千円 電子デバイスの試作品の評価等を行うIoT製品評価センター（仮称）の整備</li><li>&lt;拡&gt; バイオクラスター形成促進事業費【工業戦略技術振興課】78,774千円 慶應先端研の研究成果を活用した県内企業による事業化、バイオベンチャー企業の設備導入・研究開発への支援</li><li>&lt;継&gt; 先端生命科学研究所教育研究支援事業費【工業戦略技術振興課】350,100千円 慶應先端研における教育研究活動への支援</li><li>&lt;継&gt; 企業立地促進事業費【工業戦略技術振興課】2,802,146千円 県外から新たに立地する企業の設備投資及び県内企業による増設等への支援</li></ul>	<h3>県産品の販路拡大</h3> <h4>「メイドイン山形」ブランドの魅力発信</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;新&gt; 伝統工芸品販路開拓事業費【商業・県産品振興課】6,603千円 大学や専門家と連携したきめ細かな支援による伝統工芸品の販路開拓</li><li>&lt;拡&gt; デザイン振興事業費【工業戦略技術振興課】5,532千円 山形エクセレントデザインの選定・顕彰、大学との協働による雪に関するイノベーション創出</li><li>&lt;継&gt; 届けよう山形の魅力プロジェクト事業費【産業政策課】75,918千円 「上質な いいもの 山形」のブランドコンセプトに基づいた県産品プロモーションの展開等</li><li>&lt;新&gt; 「日本一美酒県 山形」推進プロジェクト事業費【商業・県産品振興課】11,976千円 IWC「SAKE 部門」やまがた開催を契機とした県産酒や食を発信する『「日本一美酒県 山形」フェア（仮称）』の開催と県産酒の魅力を国内外にPRする人材の育成等</li><li>&lt;継&gt; 山形応援寄付金受入事業費【商業・県産品振興課】154,497千円 山形応援寄付金（ふるさと納税）を通じた県産品の知名度向上と販路拡大</li></ul>
	<h3>中小企業等の稼ぐ力の維持・強化</h3> <h4>中小企業・小規模事業者の支援</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;継&gt; 中小企業スーパーサポート事業費【中小企業振興課】348,760千円（基金事業含む） 中小企業の研究開発、設備投資、販路開拓までの一貫した支援、小規模事業者の売上拡大などの持続的発展につながる取組みへの支援及びフォローアップの実施</li><li>&lt;拡&gt; 商工業振興資金融資事業費【中小企業振興課】58,200,500千円 ※新規融資枠 750億円 中小企業の円滑な事業展開や経営基盤の安定化などに資する商工業振興資金融資制度の原資貸付</li><li>&lt;継&gt; 地域コーディネーター設置事業費【中小企業振興課】44,496千円 地域の身近な相談窓口である総合支庁への「地域コーディネーター」の配置、ガイドブックの作成</li></ul> <h4>消費税率引上げの影響への対応</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;拡&gt; 商工業振興資金融資事業費【中小企業振興課】58,200,500千円の一部 【再掲】 消費税率引上げで経営に支障をきたした事業者を貸付対象に追加</li><li>&lt;新&gt; 小規模事業者消費税対策推進事業費【中小企業振興課、商業・県産品振興課】20,957千円 軽減税率制度・消費税転嫁に関する情報窓口の設置、地域におけるキャッシュレス決済導入や商店街等が行う個人消費喚起の取組みに対する支援の実施</li></ul>	<h4>創業・事業承継支援の強化</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;拡&gt; 若者創業応援プロジェクト事業費【中小企業振興課】14,118千円 中高生の起業家マインドの醸成、若者に対する創業の動機付けからビジネスプラン作成までの段階的なサポートや先輩事業者又は後継者を探している企業においてノウハウを学ぶインターンの実施</li><li>&lt;拡&gt; 創業者・小規模事業者総合応援事業費【中小企業振興課】65,565千円 創業セミナーの開催、創業者の経済的負担の軽減のための創業助成金の交付、事業承継支援のための組織構築と事業承継診断の推進、専門家による事業承継計画の策定支援等</li><li>&lt;継&gt; ものづくりベンチャー創出支援事業費【工業戦略技術振興課】22,776千円 山形版ものづくりベンチャー創出支援プログラムを活用した山形大学と連携したベンチャー企業の創出・育成</li><li>&lt;継&gt; 賑わいのある商店街づくり推進事業費【商業・県産品振興課】5,010千円 中心市街地・商店街の活性化に向けた取組みに対する市町村と連携した支援</li></ul>
戦略2 「やまがたの産業を担う中小企業・小規模事業者の振興」	<h3>産業人材の確保と働き方改革の推進</h3> <h4>企業の人手不足対策の強化</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;拡&gt; 人材確保・生産性向上推進事業費【産業政策課ほか】80,157千円 就業者の確保と生産性向上の両面から、下記の人手不足対策の実施</li><li>&lt;継&gt; オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会の運営</li><li>&lt;継&gt; 地元での就職意識を高めるための高校生と企業経営者との交流等の実施</li><li>&lt;新&gt; 女性・高齢者・障がい者の就業可能な人材と受入れ企業の掘り起し、職場体験の実施</li><li>&lt;新&gt; 地域課題の解決に資する創業を行う者へ創業助成金の交付</li><li>&lt;新&gt; ものづくり企業へのロボット導入を支援するアドバイザーの配置</li><li>&lt;新&gt; IT企業の技術者を対象としたAI人材育成研修の開催</li><li>&lt;拡&gt; 設備投資により、生産性の向上と所得向上を図る奨励金の支給 等</li></ul> <h4>外国人材受入れへの対応</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;新&gt; 外国人労働者の雇用に関する企業向け雇用相談窓口の設置</li><li>&lt;新&gt; 外国人技能実習制度の理解促進を図る企業向けセミナーの開催</li><li>&lt;拡&gt; 外国人技能実習生の在留資格取得等に必要な技能検定試験の実施体制の強化</li></ul>	<h4>労働者の所得向上・働き方改革の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>&lt;拡&gt; 労働者の所得向上に向けた支援【雇用対策課】280,533千円 労働者の所得向上等を図るため、国の助成金へ県独自の奨励金を上乗せ支給</li><li>&lt;拡&gt; 非正規雇用労働者の正社員への促進を図る奨励金（正社員化促進事業奨励金）</li><li>&lt;継&gt; 非正規雇用労働者の所得向上を図る奨励金（所得向上促進事業奨励金）</li><li>&lt;拡&gt; 設備投資により、生産性の向上と所得向上を図る奨励金（業務改善奨励金）【再掲】</li><li>&lt;新&gt; 所得向上促進アドバイザーによる処遇改善の指導・助言及び奨励金制度の周知</li><li>&lt;継&gt; 山形県若者定着支援基金運営事業費【産業政策課】348,999千円 地域の中核企業等を担う人材の確保と若者の定着を図る奨学金返還支援制度の運営</li><li>&lt;継&gt; 高度人材確保支援事業費【工業戦略技術振興課】30,000千円 ベンチャー企業等における研究開発の推進に必要な高度人材の確保への支援</li><li>&lt;継&gt; プロフェッショナル人材戦略推進事業費【中小企業振興課】38,018千円 企業の成長戦略を実現するプロ人材のニーズの掘り起こしとマッチング支援、人材受入れ企業への助成</li><li>&lt;継&gt; 若年者U1ターン人材確保対策事業費【雇用対策課】14,421千円 首都圏などに住む若者等に対する就職相談や県内企業情報の提供等</li></ul>
戦略3 「やまがたの産業の源となる人材の確保・育成」		

# 平成31年度商工労働部主要施策体系

## 新たな価値の創造・拡大・発信による活力ある産業の集積

### 1 県内企業の技術革新(イノベーション)による新たな価値創出の加速

		事業名	予算額 (千円)
(1) 世界最先端技術を基にした産業群形成の加速	1	有機エレクトロニクス関連産業集積促進事業費	134,123
	2	先端生命科学研究所教育研究支援事業費	350,100
	3	バイオクラスター形成促進事業費<拡充>	78,774
	4	がんメタボローム研究推進支援事業費	107,129
(2) 研究開発と知的財産の保護・活用の促進	1	工業技術センター試験研究費	106,231
	2	IoT関連製品支援施設整備事業費<拡充>	912,158
	3	自動車キーテクノロジー支援研究開発事業費	2,970
	4	環境・エネルギー関連技術研究開発事業費	19,358
	5	やまがたフードセンシング活用事業費	8,061
	6	ロボット応用システム開発事業費	8,433
	7	医療ものづくり技術開発事業費	5,265
	8	発明奨励活動等推進事業費	4,993
(3) 成長期待分野をけん引する中核企業の育成	1	成長分野参入総合支援事業費<拡充>	66,363
	2	自動車関連産業集積促進事業費	20,128
	3	自動車航空機関連産業設備貸与事業費	90,000
(4) 超スマート社会を見据えた取組みの推進	1	人材確保・生産性向上推進事業費<拡充>	80,157
	2	情報サービス産業振興事業費<拡充>	8,695
(5) 企業誘致の推進と県内企業の設備投資の拡大	1	企業立地促進事業費	2,802,146
	2	企業誘致連携強化推進事業費	2,950
	3	企業誘致活動促進事業費	7,859
	4	企業投資支援事業費	3,172

### 2 中小企業等の稼ぐ力の維持・強化

(1) 中小企業・小規模事業者へのオーダーメイド型支援の展開	1	小規模事業対策費	1,147,036
	2	連携組織対策費	124,782
	3	経営基盤強化体制整備事業費	44,325
	4	中小企業スーパータータルサポ事業費(基金事業含む)	348,760
	5	地域コーディネーター設置事業費	44,496
	6	商工業振興資金融資事業費<拡充>	58,200,500
	7	信用補完対策費	582,644
	8	小規模事業者消費税対策推進事業費<新規>	20,957
(2) 取引拡大・生産性向上の促進	1	人材確保・生産性向上推進事業費<拡充>【再掲】	80,157
	2	中小企業取引支援対策事業費	12,431
	3	中小企業販路開拓促進事業費	33,508
	4	プロフェッショナル人材戦略推進事業費	38,018
	5	工業技術力整備機械貸与助成事業費	92,632
(3) 新たな企業・事業者の創出	1	人材確保・生産性向上推進事業費<拡充>【再掲】	80,157
	2	若者創業応援プロジェクト事業費<拡充>	14,118
	3	創業者・小規模事業者総合応援事業費<拡充>	65,565
	4	山形県産業創造支援センター運営事業費	14,258
	5	ものづくりベンチャー創出支援事業費	22,776
(4) 地域づくりと連携した活力ある商業・サービス業の振興	1	賑わいのある商店街づくり推進事業費	5,010
	2	商店街振興組合等組織体制強化事業費	1,079
	3	小規模事業者消費税対策推進事業費<新規>【再掲】	20,957

# 平成31年度商工労働部主要施策体系

## 3 県産品の販路拡大

		事業名	予算額 (千円)
(1) 魅力ある県産品の創出	1	地場産業活性化総合支援事業費	14,355
	2	伝統工芸品販路開拓事業費<新規>	6,603
	3	デザイン振興事業費<拡充>	5,532
(2) 世界に通用するブランドの創出	1	届けよう山形の魅カプロジェクト事業費	75,918
	2	「日本一美酒県 山形」推進プロジェクト事業費<新規>	11,976
	3	山形県産品愛用運動推進事業費	2,461
	4	アンテナショップ管理運営事業費	127,067
	5	山形ファンクラブ活用推進事業費	11,920
	6	山形県の物産展開催事業費	7,500
	7	山形応援寄付金受入事業費	154,497

## 4 産業人材の確保・育成と働き方改革の推進

(1) 企業の持続・成長に必要な人材の確保	1	人材確保・生産性向上推進事業費<拡充>【再掲】	80,157
	2	山形県若者定着支援基金運営事業費	348,999
	3	高度人材確保支援事業費	30,000
	4	プロフェッショナル人材戦略推進事業費【再掲】	38,018
	5	県内定着・回帰促進事業費	18,568
	6	若年者Uターン人材確保対策事業費	14,421
	7	トータル・ジョブサポート運営事業費	10,428
	8	若者就職支援センター事業費	40,442
	9	地域若者サポートステーション事業費	14,241
	10	戦略産業求職者マッチング事業費	14,192
	11	高齢者活躍支援事業費	16,546
	12	障がい者就業応援事業費	1,013
	13	生活あんしんネットやまがた事業費	7,912
(2) 本県産業の付加価値を高める人材の育成	1	成長分野担い手育成支援事業費	8,000
	2	成長分野参入人材育成事業費	6,092
	3	次世代ものづくり人材育成促進事業費	6,852
	4	ものづくり産業マネジメント人材育成事業費	1,417
	5	技術者養成事業費	6,519
	6	産業技術短期大学の管理運営(施設設備整備等を含む)	305,063
	7	職業能力開発校の管理運営(施設設備整備等を含む)	50,518
	8	認定職業訓練施設助成事業費	88,830
	9	向上訓練費	5,420
	10	離転職者職業訓練事業費	288,592
(3) 働き方改革の推進	1	非正規雇用労働者正社員化・所得向上促進事業費<拡充>	299,153
	2	人材確保・生産性向上推進事業費<拡充>【再掲】	80,157

## 平成31年度当初予算 主要事業一覧

### 新たな価値の創造・拡大・発信による活力ある産業の集積

#### 1 県内企業の技術革新（イノベーション）による新たな価値創出の加速

##### (1) 世界最先端技術を基にした産業群形成の加速

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
1	工業戦略技術振興課	有機エレクトロニクス関連産業集積促進事業費	134,123		有機ELディスプレイ分野や照明分野への参入のための実証と事業化の支援、有機エレクトロニクス関連産業の集積促進
2	工業戦略技術振興課	先端生命科学研究所教育研究支援事業費	350,100		慶應義塾大学先端生命科学研究所における研究教育活動への支援
3	工業戦略技術振興課	バイオクラスター形成促進事業費	78,774	拡充	慶應先端研の研究成果を活用した県内企業による事業化の促進、合成クモ糸繊維関連産業の集積及びバイオ関連産業の事業拡大・成長に向けた支援
4	工業戦略技術振興課	がんメタボローム研究推進支援事業費	107,129		国立がん研究センターと慶應義塾大学先端生命科学研究所が連携して実施するがんメタボローム研究への支援

##### (2) 研究開発と知的財産の保護・活用の促進

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
5	工業戦略技術振興課	工業技術センター試験研究費	106,231		県内企業の技術的課題に対応した共同研究などによる技術支援の実施
6	工業戦略技術振興課	I・O関連製品支援施設整備事業費	912,158	拡充	電子デバイスの試作品の評価、不具合解析をワンストップで支援するI・O製品評価センター（仮称）の整備
7	工業戦略技術振興課	自動車キーテクノロジー支援研究開発事業費	2,970		自動車製造に係る新技術の研究開発
8	工業戦略技術振興課	環境・エネルギー関連技術研究開発事業費	19,358		エネルギー関連技術や環境負荷低減に寄与する技術の研究開発
9	工業戦略技術振興課	やまがたフードセンシング活用事業費	8,061		各種分析などのセンシング技術を活用した県産農産物等の特徴や機能性を活かした新たな加工食品の研究開発
10	工業戦略技術振興課	ロボット応用システム開発事業費	8,433		製造現場等におけるロボット応用に関する研究や、ロボットに搭載する各種センサーの研究開発
11	工業戦略技術振興課	医療ものづくり技術開発事業費	5,265		医療分野向けの検査装置や新たなセンサー製造技術の研究開発
12	工業戦略技術振興課	発明奨励活動等推進事業費	4,993		県内企業の知的財産の活用を支援する（一社）山形県発明協会への運営支援

### (3) 成長期待分野をけん引する中核企業の育成

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
13	工業戦略技術振興課	成長分野参入総合支援事業費	66,363	拡充	新規参入のための各種認証の取得支援、産学官連携のコーディネート、生産効率の改善・販路開拓の支援などによる成長期待分野をけん引する中核企業の育成
14	工業戦略技術振興課	自動車関連産業集積促進事業費	20,128		県内企業の取引拡大に向けた商談会の開催、自動車メーカーOBによる県内企業への個別指導等
15	中小企業振興課	自動車航空機関連産業設備貸与事業費	90,000		(公財)山形県企業振興公社が実施する自動車・航空機分野での取引拡大等を目指す県内企業を対象とした設備貸与事業に対する原資貸付

### (4) 超スマート社会を見据えた取組みの推進

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
16	産業政策課、中小企業振興課、工業戦略技術振興課、雇用対策課	人材確保・生産性向上推進事業費	80,157	拡充	女性、高齢者、障がい者等の多様な人材と企業とのマッチング支援、外国人材受入れのための企業向け相談窓口の設置、県内企業へのロボット導入支援、設備投資等を行い所得向上を図る業務改善奨励金の支給等、就業者の確保と生産性向上の両面からの人手不足対策の実施
17	工業戦略技術振興課	情報サービス産業振興事業費	8,695	拡充	「山形県IoT推進ラボ」を通じた県内企業へのIoT等の導入促進

### (5) 企業誘致の推進と県内企業の設備投資の拡大

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
18	工業戦略技術振興課	企業立地促進事業費	2,802,146		県外から新たに進出する企業の設備投資及び県内企業による増設等への支援
19	工業戦略技術振興課	企業誘致連携強化推進事業費	2,950		関係機関等との連携による効率的な企業誘致の推進
20	工業戦略技術振興課	企業誘致活動促進事業費	7,859		本県の強みを活かせる分野等での積極的な誘致活動の展開、誘致企業へのフォローアップ
21	工業戦略技術振興課	企業投資支援事業費	3,172		首都圏や東海圏の企業に対し、本県の投資環境等をPRするセミナーの開催

## 2 中小企業等の稼ぐ力の維持・強化

### (1) 中小企業・小規模事業者へのオーダーメイド型支援の展開

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
22	中小企業振興課	小規模事業者対策費	1,147,036		商工会議所、商工会等が行う県内小規模事業者の経営改善に向けた相談・指導の体制整備や事業に要する経費への助成
23	中小企業振興課	連携組織対策費	124,782		山形県中小企業団体中央会が実施する事業協同組合等の連携組織に対する指導やセミナー開催などの経費への助成
24	中小企業振興課	経営基盤強化体制整備事業費	44,325		(公財)山形県企業振興公社に経営革新、デザイン、マーケティング、省エネ等の専門アドバイザーを配置し、県内企業の経営課題の解決と発展・成長を支援

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
25	中小企業振興課	中小企業スーパーTOTALサポ事業費(基金事業含む)	348,760		中小企業スーパーTOTALサポ補助金による研究開発から設備投資、販路開拓までの一貫した支援
26	中小企業振興課	地域コーディネーター設置事業費	44,496		地域の身近な窓口である総合支庁への地域コーディネーターの配置、支援施策ガイドブックの作成
27	中小企業振興課	商工業振興資金融資事業費	58,200,500	拡充	中小企業の円滑な事業展開や経営基盤の安定化などに資する商工業振興資金融資制度の原資貸付 ※新規融資枠 750億円
28	中小企業振興課	信用補完対策費	582,644		中小企業者の保証料負担軽減のための保証料補給
29	中小企業振興課、商業・県産品振興課	小規模事業者消費税対策推進事業費	20,957	新規	地域におけるキャッシュレス決済の導入、商店街等が行う個人消費喚起の取組みに対する市町村と連携した支援

## (2) 取引拡大・生産性向上の促進

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
【再掲】 16	産業政策課、中小企業振興課、工業戦略技術振興課、雇用対策課	人材確保・生産性向上推進事業費	80,157	拡充	女性、高齢者、障がい者等の多様な人材と企業とのマッチング支援、外国人材受入れのための企業向け相談窓口の設置、県内企業へのロボット導入支援、設備投資等を行い所得向上を図る業務改善奨励金の支給等、就業者の確保と生産性向上の両面からの人手不足対策の実施
30	工業戦略技術振興課	中小企業取引支援対策事業費	12,431		取引あっせんや商談会開催等による中小企業の取引拡大への支援
31	工業戦略技術振興課	中小企業販路開拓促進事業費	33,508		取引推進員の設置による中小企業の販路開拓支援、全国規模の展示会への共同出展、海外取引拡大への支援
32	中小企業振興課	プロフェッショナル人材戦略推進事業費	38,018		県内企業の成長戦略を実現するプロフェッショナル人材のニーズの掘り起こし、マッチング支援と人材受入れ企業への助成
33	中小企業振興課	工業技術力整備機械貸与助成事業費	92,632		(公財)山形県企業振興公社が実施する県内の中小企業を対象とした設備貸与事業に対する原資貸付

## (3) 新たな企業・事業者の創出

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
【再掲】 16	産業政策課、中小企業振興課、工業戦略技術振興課、雇用対策課	人材確保・生産性向上推進事業費	80,157	拡充	女性、高齢者、障がい者等の多様な人材と企業とのマッチング支援、外国人材受入れのための企業向け相談窓口の設置、県内企業へのロボット導入支援、設備投資等を行い所得向上を図る業務改善奨励金の支給等、就業者の確保と生産性向上の両面からの人手不足対策の実施
34	中小企業振興課	若者創業応援プロジェクト事業費	14,118	拡充	高校生等を対象とした起業家マインドの醸成、新たな発想と意欲を持つ若者向けのビジネスプラン作成支援、先輩事業者や後継者不在企業へのインターン実施
35	中小企業振興課	創業者・小規模事業者総合応援事業費	65,565	拡充	女性、Uターン希望者などによる創業の促進、ネットワーク構築と支援体制整備による円滑な事業承継の推進、小規模事業者の経営基盤強化への支援
36	中小企業振興課	山形県産業創造支援センター運営事業費	14,258		情報化・デザイン開発、新規創業等を支援する産業創造支援センターの管理運営
37	工業戦略技術振興課	ものづくりベンチャー創出支援事業費	22,776		山形大学との連携によるベンチャー企業の創出・育成

#### (4) 地域づくりと連携した活力ある商業・サービス業の振興

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
38	商業・県産品振興課	賑わいのある商店街づくり推進事業費	5,010		中心市街地・商店街の活性化に向けた取組みに対する市町村と連携した支援
39	商業・県産品振興課	商店街振興組合等組織体制強化事業費	1,079		山形県商店街振興組合連合会が実施する商店街振興組合の運営指導や研修事業等に対する支援
【再掲】 29	中小企業振興課、商業・県産品振興課	小規模事業者消費税対策推進事業費	20,957	新規	地域におけるキャッシュレス決済の導入、商店街等が行う個人消費喚起の取組みに対する市町村と連携した支援

### 3 県産品の販路拡大

#### (1) 魅力ある県産品の創出

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
40	商業・県産品振興課	地場産業活性化総合支援事業費	14,355		地場産業・伝統工芸品の産地組合等が行う販路開拓や後継者育成に対する支援
41	商業・県産品振興課	伝統工芸品販路開拓事業費	6,603	新規	大学や専門家と連携したきめ細かな支援による伝統工芸品の販路開拓
42	工業戦略技術振興課	デザイン振興事業費	5,532	拡充	山形エクセレントデザインの選定・顕彰を中心とした販路開拓支援、大学との協働による雪関連イノベーションの創出

#### (2) 世界に通用するブランドの創出

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
43	産業政策課／商業・県産品振興課	届けよう山形の魅力プロジェクト事業費	75,918		「メイドイン山形」のブランドを県内外に発信するための戦略的なプロモーションの展開、関西圏アンテナショップ設置に向けた調査・検討
44	商業・県産品振興課	「日本一美酒県 山形」推進プロジェクト事業費	11,976	新規	IWC「SAKE部門」やまがた開催を契機とした県産酒や食を発信する『「日本一美酒県 山形」フェア（仮称）』の開催等
45	商業・県産品振興課	山形県産品愛用運動推進事業費	2,461		県産品の認知度向上や県民各層への普及啓発活動による県産品愛用運動の一層の定着促進
46	商業・県産品振興課	アンテナショップ管理運営事業費	127,067		アンテナショップの管理運営
47	商業・県産品振興課	山形ファンクラブ活用推進事業費	11,920		首都圏等をターゲットとした山形ファンの拡大と本県の旬な情報の発信
48	商業・県産品振興課	山形県の物産展開催事業費	7,500		全国主要都市における「観光と物産展」の開催
49	商業・県産品振興課	山形応援寄付金（ふるさと納税）を契機とした県産品の知名度向上と販路拡大	154,497		山形応援寄付金（ふるさと納税）を契機とした県産品の知名度向上と販路拡大

#### 4 産業人材の確保・育成と働き方改革の推進

##### (1) 企業の持続・成長に必要な人材の確保

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
【再掲】 16	産業政策課、中小企業振興課、工業戦略技術振興課、雇用対策課	人材確保・生産性向上推進事業費	80,157	拡充	女性、高齢者、障がい者等の多様な人材と企業とのマッチング支援、外国人材受入れのための企業向け相談窓口の設置、県内企業へのロボット導入支援、設備投資等を行い所得向上を図る業務改善奨励金の支給等、就業者の確保と生産性向上の両面からの人手不足対策の実施
50	産業政策課	山形県若者定着支援基金運営事業費	348,999		本県の中核企業等を担う人材の確保と若者の県内定着を図る奨学金返還支援制度の運営
51	工業戦略技術振興課	高度人材確保支援事業費	30,000		ベンチャー企業等における研究開発の推進に必要な高度人材の確保への支援
【再掲】 32	中小企業振興課	プロフェッショナル人材戦略推進事業費	38,018		県内企業の成長戦略を実現するプロフェッショナル人材のニーズの掘り起こし、マッチング支援と人材受入れ企業への助成
52	雇用対策課	県内定着・回帰促進事業費	18,568		若者の県内定着・回帰に向けた就職情報サイトの運営、関係機関や首都圏の大学等と連携したインターンシップの推進、新卒者等の早期離職防止に向けた交流会等の実施
53	雇用対策課	若年者UIターン人材確保対策事業費	14,421		首都圏などに住む若者等に対する就職相談や県内企業情報の提供等
54	雇用対策課	トータル・ジョブサポート運営事業費	10,428		県とハローワークが一体的に設置する「トータル・ジョブサポート」の運営
55	雇用対策課	若者就職支援センター事業費	40,442		若者の就職を在学中から職場定着まで一貫して支援する若者就職支援センターの運営
56	雇用対策課	地域若者サポートステーション事業費	14,241		ニートなどの若者に対する職業的自立に向けた支援プログラムの実施
57	雇用対策課	戦略産業求職者マッチング事業費	14,192		製造業における安定雇用の促進を目指すセミナー、企業説明会の開催、カウンセリングの実施等
58	雇用対策課	高齢者活躍支援事業費	16,546		県シルバー人材センター連合会及び地区シルバー人材センターに対する支援
59	雇用対策課	障がい者就業応援事業費	1,013		障がい者雇用の促進に向けた普及啓発事業の実施、障がい者職業訓練受入企業の開拓等
60	雇用対策課	生活あんしんネットやまがた事業費	7,912		労働者等からの福祉や生活に関する相談受付や就労支援を行う生活あんしんネットやまがたの運営

(2) 本県産業の付加価値を高める人材の育成

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
61	雇用対策課	成長分野担い手育成支援事業費	8,000		成長分野に進出する企業が行う人材育成への支援
62	雇用対策課	成長分野参入人材育成事業費	6,092		成長分野に進出する企業における生産効率と現場リーダーの資質向上を図る研修会の開催
63	雇用対策課	次世代ものづくり人材育成促進事業費	6,852		ものづくり人材育成に関わる産業界、教育機関などによる連携基盤の構築等
64	雇用対策課	ものづくり産業マネジメント人材育成事業費	1,417		中小企業の経営者等を対象とした事業戦略やマネジメント理論等に関する研修の実施
65	雇用対策課	技術者養成事業費	6,519		県内企業における高度技術者養成研修の実施
66	雇用対策課	産業技術短期大学の管理運営（施設設備整備等を含む）	305,063		県立産業技術短期大学の管理運営、設備整備等
67	雇用対策課	職業能力開発校の管理運営（施設設備整備等を含む）	50,518		職業能力開発専門校の管理運営、設備整備等
68	雇用対策課	認定職業訓練施設助成事業費	88,830		認定職業訓練施設の運営及び施設設備整備に対する支援
69	雇用対策課	向上訓練費	5,420		山形職業能力開発専門校等において実施する民間企業の在職労働者を対象とした職業訓練の実施
70	雇用対策課	離転職者職業訓練事業費	288,592		離転職者の早期再就職や障がい者の就業を支援するための職業訓練の実施

(3) 働き方改革の推進

番号	担当課	事業名	予算額 (千円)	区分	事業概要
71	雇用対策課	非正規雇用労働者正社員化・所得向上促進事業費	299,153	拡充	若者の正社員化や非正規雇用労働者の所得向上に向けた奨励金の支給及び働き方改革の推進に向けたセミナーの開催、企業へのアドバイザー派遣
【再掲】 16	産業政策課、中小企業振興課、工業戦略技術振興課、雇用対策課	人材確保・生産性向上推進事業費	80,157	拡充	女性、高齢者、障がい者等の多様な人材と企業とのマッチング支援、外国人材受入れのための企業向け相談窓口の設置、県内企業へのロボット導入支援、設備投資等を行い所得向上を図る業務改善奨励金の支給等、就業者の確保と生産性向上の両面からの人手不足対策の実施

## 平成31年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜平成31年度分＞

## ◆ 条例案件 4件

番号	案 件 名	提 案 理 由
議第53号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	特定計量器検定手数料等の額の適正化を図るためのもの
議第68号	山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について	企業の依頼に基づき実施する試験・分析等に係る手数料の額の適正化を図るためのもの
議第69号	山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について	設備の使用に係る使用料の額の適正化を図るためのもの
議第70号	山形県公共職業能力開発施設を行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	専門課程の高度職業訓練の基準のうち、職業訓練指導員の配置に係るものを変更する等のためのもの

## ◆ 条例以外の案件 なし

## 平成31年2月定例会 議案説明会

## ＜商工労働部所管の2月補正予算の概要＞

## 〔一般会計〕

## 1 総括表

(単位：千円)

平成30年度現計予算	2月補正	2月補正後
73,057,937	△23,229,599	49,828,338

## 2 主な内容

## (1) 事業実績等により減額する事業（主なもの）

- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| ① 商工業振興資金の貸付実績による減        | △20,867,100千円 |
| ② 次世代電子産業創出事業の国庫補助不採択による減 | △629,750千円    |
| ③ 企業立地促進事業の補助実績による減       | △883,346千円    |
| ④ 信用補完対策事業の補助実績による減       | △252,123千円    |

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																																																												
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(262) 計量法（平成特定計量器次の表の左4年法律第51号）検定手数料欄に掲げる</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第16条第1項第2号イの規定に基づ</td> <td style="width: 50%;">特定計量器 1個につき</td> </tr> <tr> <td>く検定の実施</td> <td>同表の右欄 に定める額</td> </tr> </table>	第16条第1項第2号イの規定に基づ	特定計量器 1個につき	く検定の実施	同表の右欄 に定める額	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(262) 計量法（平 特定計量器 次の表の左成4年法律第51 検定手数料 欄に掲げる</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">号) 第16条第1項第2号イの規定</td> <td style="width: 50%;">特定計量器 1個につき</td> </tr> <tr> <td>に基づく検定の</td> <td>同表の右欄 に定める額</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>に定める額</td> </tr> </table>	号) 第16条第1項第2号イの規定	特定計量器 1個につき	に基づく検定の	同表の右欄 に定める額	実施	に定める額																																																		
第16条第1項第2号イの規定に基づ	特定計量器 1個につき																																																												
く検定の実施	同表の右欄 に定める額																																																												
号) 第16条第1項第2号イの規定	特定計量器 1個につき																																																												
に基づく検定の	同表の右欄 に定める額																																																												
実施	に定める額																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定計量器</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 質量計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（イ）非自動はかり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    a 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が30キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が100キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が250キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>1,700円</u></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が500キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>2,100円</u></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が500キログラムを超えるもの</td> <td style="text-align: right;"><u>2,400円</u></td> </tr> <tr> <td>    b 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が10キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>100円</u></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が10キログラムを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>    c a又はbに掲げるもの以外のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が5キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;">160円</td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が20キログラム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特定計量器	金額	イ 質量計		（イ）非自動はかり		a 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		ひょう量が30キログラム以下のもの	1,100円	ひょう量が100キログラム以下のもの	<u>1,300円</u>	ひょう量が250キログラム以下のもの	<u>1,700円</u>	ひょう量が500キログラム以下のもの	<u>2,100円</u>	ひょう量が500キログラムを超えるもの	<u>2,400円</u>	b 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		ひょう量が10キログラム以下のもの	<u>100円</u>	ひょう量が10キログラムを超えるもの	200円	c a又はbに掲げるもの以外のもの		ひょう量が5キログラム以下のもの	160円	ひょう量が20キログラム		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定計量器</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 質量計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（イ）非自動はかり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    a 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が30キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が100キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>1,350円</u></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が250キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>1,750円</u></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が500キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>2,150円</u></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が500キログラムを超えるもの</td> <td style="text-align: right;"><u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>    b 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が10キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>110円</u></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が10キログラムを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>    c a又はbに掲げるもの以外のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が5キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;">160円</td> </tr> <tr> <td>        ひょう量が20キログラム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特定計量器	金額	イ 質量計		（イ）非自動はかり		a 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		ひょう量が30キログラム以下のもの	1,100円	ひょう量が100キログラム以下のもの	<u>1,350円</u>	ひょう量が250キログラム以下のもの	<u>1,750円</u>	ひょう量が500キログラム以下のもの	<u>2,150円</u>	ひょう量が500キログラムを超えるもの	<u>2,500円</u>	b 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		ひょう量が10キログラム以下のもの	<u>110円</u>	ひょう量が10キログラムを超えるもの	200円	c a又はbに掲げるもの以外のもの		ひょう量が5キログラム以下のもの	160円	ひょう量が20キログラム	
特定計量器	金額																																																												
イ 質量計																																																													
（イ）非自動はかり																																																													
a 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの																																																													
ひょう量が30キログラム以下のもの	1,100円																																																												
ひょう量が100キログラム以下のもの	<u>1,300円</u>																																																												
ひょう量が250キログラム以下のもの	<u>1,700円</u>																																																												
ひょう量が500キログラム以下のもの	<u>2,100円</u>																																																												
ひょう量が500キログラムを超えるもの	<u>2,400円</u>																																																												
b 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの																																																													
ひょう量が10キログラム以下のもの	<u>100円</u>																																																												
ひょう量が10キログラムを超えるもの	200円																																																												
c a又はbに掲げるもの以外のもの																																																													
ひょう量が5キログラム以下のもの	160円																																																												
ひょう量が20キログラム																																																													
特定計量器	金額																																																												
イ 質量計																																																													
（イ）非自動はかり																																																													
a 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの																																																													
ひょう量が30キログラム以下のもの	1,100円																																																												
ひょう量が100キログラム以下のもの	<u>1,350円</u>																																																												
ひょう量が250キログラム以下のもの	<u>1,750円</u>																																																												
ひょう量が500キログラム以下のもの	<u>2,150円</u>																																																												
ひょう量が500キログラムを超えるもの	<u>2,500円</u>																																																												
b 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの																																																													
ひょう量が10キログラム以下のもの	<u>110円</u>																																																												
ひょう量が10キログラムを超えるもの	200円																																																												
c a又はbに掲げるもの以外のもの																																																													
ひょう量が5キログラム以下のもの	160円																																																												
ひょう量が20キログラム																																																													

以下のもの	200円
ひょう量が50キログラム	
以下のもの	260円
ひょう量が100キログラム	
ム以下のもの	<u>350円</u>
ひょう量が250キログラム	
ム以下のもの	<u>530円</u>
ひょう量が500キログラム	
ム以下のもの	<u>910円</u>
ひょう量が1トン以下のもの	<u>1,600円</u>
ひょう量が2トン以下のもの	<u>2,500円</u>
ひょう量が5トン以下のもの	<u>6,200円</u>
ひょう量が10トン以下のもの	<u>7,900円</u>
ひょう量が20トン以下のもの	<u>11,600円</u>
ひょう量が30トン以下のもの	<u>14,400円</u>
ひょう量が40トン以下のもの	<u>19,200円</u>
ひょう量が50トン以下のもの	<u>21,700円</u>
ひょう量が50トンを超えるもの	<u>38,500円</u>
<p>最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、aからcまでに掲げる金額の2倍の額とする。</p>	
(ロ) 分銅	
表す質量が200グラム以下のもの	20円
表す質量が200グラムを超えるもの	230円
(ハ) 定量おもり又は定量増おもり（以下単に「おもり」という。）	
質量が5キログラム以下の	20円

ム以下のもの	200円
ひょう量が50キログラム	
ム以下のもの	260円
ひょう量が100キログラム	
ム以下のもの	<u>360円</u>
ひょう量が250キログラム	
ム以下のもの	<u>540円</u>
ひょう量が500キログラム	
ム以下のもの	<u>930円</u>
ひょう量が1トン以下のもの	<u>1,650円</u>
ひょう量が2トン以下のもの	<u>2,550円</u>
ひょう量が5トン以下のもの	<u>6,300円</u>
ひょう量が10トン以下のもの	<u>8,100円</u>
ひょう量が20トン以下のもの	<u>11,900円</u>
ひょう量が30トン以下のもの	<u>14,800円</u>
ひょう量が40トン以下のもの	<u>19,800円</u>
ひょう量が50トン以下のもの	<u>22,400円</u>
ひょう量が50トンを超えるもの	<u>39,600円</u>
<p>最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、aからcまでに掲げる金額の2倍の額とする。</p>	
(ロ) 分銅	
表す質量が200グラム以下のもの	20円
表す質量が200グラムを超えるもの	230円
(ハ) 定量おもり又は定量増おもり（以下単に「おもり」という。）	
質量が5キログラム以下の	20円

もの	
質量が20キログラム以下のもの	100円
質量が20キログラムを超えるもの	<u>300円</u>
ロ 温度計	
抵抗体温計	<u>100円</u>
ハ 体積計	
(イ) 燃料油メーター	
a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	<u>600円</u>
b 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの (aに掲げるものを除く。)	<u>1,600円</u>
c 自動車等給油メーター及び小型車載燃料油メーター	<u>2,100円</u>
d 大型車載燃料油メーター及び定置燃料油メーター	
口径が30ミリメートル以下のもの	<u>2,650円</u>
口径が30ミリメートルを超えるもの	<u>3,450円</u>
(ロ) 液化石油ガスメーター	<u>6,500円</u>
ニ アネロイド型圧力計	
アネロイド型血圧計	150円

(263) 計量法第16 装置検査手 1個につき  
 条第3項の規定に 数料 710円  
 基づく装置検査

(264) 計量法第19 特定計量器 次の表の左  
 条第1項の規定に 定期検査手 欄に掲げる  
 基づく定期検査 数料 特定計量器  
 1個につき  
 同表の右欄  
 に定める額

特定計量器	金額
イ 非自動はかり	
(イ) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
ひょう量が100キログラム	

もの	
質量が20キログラム以下のもの	100円
質量が20キログラムを超えるもの	<u>310円</u>
ロ 温度計	
抵抗体温計	<u>110円</u>
ハ 体積計	
(イ) 燃料油メーター	
a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	<u>620円</u>
b 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの (aに掲げるものを除く。)	<u>1,650円</u>
c 自動車等給油メーター及び小型車載燃料油メーター	<u>2,150円</u>
d 大型車載燃料油メーター及び定置燃料油メーター	
口径が30ミリメートル以下のもの	<u>2,700円</u>
口径が30ミリメートルを超えるもの	<u>3,550円</u>
(ロ) 液化石油ガスメーター	<u>6,600円</u>
ニ アネロイド型圧力計	
アネロイド型血圧計	150円

(263) 計量法第16 装置検査手 1個につき  
 条第3項の規定に 数料 730円  
 に基づく装置検査

(264) 計量法第19 特定計量器 次の表の左  
 条第1項の規定に 定期検査手 欄に掲げる  
 に基づく定期検査 数料 特定計量器  
 1個につき  
 同表の右欄  
 に定める額

特定計量器	金額
イ 非自動はかり	
(イ) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
ひょう量が100キログラム	

以下のもの ひょう量が250キログラム	1,400円
以下のもの ひょう量が500キログラム	1,800円
以下のもの ひょう量が500キログラム を超えるもの	<u>2,200円</u>
(ロ) 棒はかり又は光電式以外 のばね式指示はかりのうち直 線目盛のみがあるもの	3,200円
(ハ) (イ)又は(ロ)に掲げるも の以外のも ひょう量が100キログラム 以下のもの	<u>250円</u>
ひょう量が250キログラム 以下のもの	500円
ひょう量が500キログラム 以下のもの	900円
ひょう量が1トン以下のも の	<u>1,500円</u>
ひょう量が2トン以下のも の	2,200円
ひょう量が5トン以下のも の	<u>3,700円</u>
ひょう量が10トン以下のも の	<u>7,000円</u>
ひょう量が20トン以下のも の	<u>10,900円</u>
ひょう量が30トン以下のも の	<u>15,400円</u>
ひょう量が40トン以下のも の	<u>19,400円</u>
ひょう量が50トン以下のも の	<u>22,000円</u>
ひょう量が50トンを超える もの	<u>30,400円</u>
	<u>52,200円</u>
最小の目量又は表記された感量がひょう量 の1万分の1未満のものにあつては、(イ)から (ハ)までに掲げる金額の2倍の額とする。	
ロ 分銅又はおもり	10円

(265) 一略一

(266) 計量法第 基準器検査次の表の左

以下のもの ひょう量が250キログラム	1,400円
以下のもの ひょう量が500キログラム	1,800円
以下のもの ひょう量が500キログラム を超えるもの	<u>2,300円</u>
(ロ) 棒はかり又は光電式以外 のばね式指示はかりのうち直 線目盛のみがあるもの	3,200円
(ハ) (イ)又は(ロ)に掲げるも の以外のも ひょう量が100キログラム 以下のもの	<u>300円</u>
ひょう量が250キログラム 以下のもの	500円
ひょう量が500キログラム 以下のもの	900円
ひょう量が1トン以下のも の	<u>1,600円</u>
ひょう量が2トン以下のも の	2,200円
ひょう量が5トン以下のも の	<u>3,800円</u>
ひょう量が10トン以下のも の	<u>7,100円</u>
ひょう量が20トン以下のも の	<u>11,000円</u>
ひょう量が30トン以下のも の	<u>15,600円</u>
ひょう量が40トン以下のも の	<u>19,600円</u>
ひょう量が50トン以下のも の	<u>22,200円</u>
ひょう量が50トンを超える もの	<u>31,100円</u>
	<u>52,700円</u>
最小の目量又は表記された感量がひょう量 の1万分の1未満のものにあつては、 (イ) から (ハ) までに掲げる金額の2倍 の額とする。	
ロ 分銅又はおもり	10円

(265) 一略一

(266) 計量法第 基準器検査次の表の左

102条第1項の規 手数料 欄に掲げる  
定に基づく基準 基準器1個  
器検査 につき同表  
の右欄に定  
める額

基準器	金額
イ 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用 基準器	13,600円
ロ 質量基準器 (イ) 基準台手動はかり ひょう量が1キログラム以 下のもの	3,400円
ひょう量が10キログラム以 下のもの	5,400円
ひょう量が50キログラム以 下のもの	7,900円
ひょう量が200キログラム 以下のもの	10,700円
ひょう量が500キログラム 以下のもの	14,200円
ひょう量が500キログラム を超えるもの	14,200円に 500キログ ラムまでを 増すごとに 6,900円を 加えた額
(ロ) 基準分銅 a 1級である旨の表記のあ るもの	
表す質量が200グラム以 下のもの	3,250円
表す質量が200グラムを 超えるもの	8,000円
b 2級である旨の表記のあ るもの	
表す質量が5キログラム 以下であるもの	650円
表す質量が50キログラム 以下であるもの	790円
表す質量が50キログラム を超えるもの	8,900円
c 3級である旨の表記のあ るもの	

102条第1項の規 手数料 欄に掲げる  
定に基づく基準 基準器1個  
器検査 につき同表  
の右欄に定  
める額

基準器	金額
イ 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用 基準器	13,900円
ロ 質量基準器 (イ) 基準台手動はかり ひょう量が1キログラム 以下のもの	3,400円
ひょう量が10キログラム 以下のもの	5,400円
ひょう量が50キログラム 以下のもの	7,900円
ひょう量が200キログラム 以下のもの	10,800円
ひょう量が500キログラム 以下のもの	14,200円
ひょう量が500キログラム を超えるもの	14,200円に 500キログ ラムまでを 増すごとに 6,900円を 加えた額
(ロ) 基準分銅 a 1級である旨の表記のあ るもの	
表す質量が200グラム以 下のもの	3,300円
表す質量が200グラムを 超えるもの	8,100円
b 2級である旨の表記のあ るもの	
表す質量が5キログラ ム以下であるもの	700円
表す質量が50キログラ ム以下であるもの	800円
表す質量が50キログラ ムを超えるもの	9,000円
c 3級である旨の表記のあ るもの	

表す質量が5キログラム以下であるもの	490円
表す質量が50キログラム以下であるもの	660円
表す質量が50キログラムを超えるもの	7,200円
ハ 面積基準器	4,300円
ニ 体積基準器	
基準タンク	
全量が0.25立方メートル以下のもの	13,800円

(267) 計量法第107 計量証明事 54,800円  
 条の規定に基づく 業登録手数  
 計量証明の事業の料  
 登録

(268) 計量法第115 計量証明事 1,800円  
 条の規定に基づく 業登録証訂  
 計量証明の事業の 正手数料  
 登録証の訂正

(269) 計量法第115 計量証明事 1,800円  
 条の規定に基づく 業登録証再  
 計量証明の事業の 交付手数料  
 登録証の再交付

(270) 計量法第115 計量証明事 1 枚につき  
 条の規定に基づく 業登録簿謄780円  
 計量証明の事業の 本交付手数  
 登録簿の謄本の交 料  
 付

(271) 計量法第115 計量証明事 1 回につき  
 条の規定に基づく 業登録簿閲380円  
 計量証明の事業の 覧手数料  
 登録簿を閲覧に供  
 する事務

(272) 一略一

(273) 計量法第127 適正計量管 2,600円  
 条第1項の規定に 理事業所指  
 基づく適正計量管 定手数料  
 理事業所の指定

(274) 計量法第127 適正計量管 7,500円  
 条第3項の規定に 理事業所指

表す質量が5キログラム以下であるもの	500円
表す質量が50キログラム以下であるもの	700円
表す質量が50キログラムを超えるもの	7,300円
ハ 面積基準器	4,400円
ニ 体積基準器	
基準タンク	
全量が0.25立方メートル以下のもの	14,100円

(267) 計量法第 計量証明事 54,800円  
 107条の規定に基 業登録手数  
 づく計量証明の 料  
 事業の登録

(268) 計量法第 計量証明事 1,800円  
 115条の規定に基 業登録証訂  
 づく計量証明の 正手数料  
 事業の登録証の  
 訂正

(269) 計量法第 計量証明事 1,800円  
 115条の規定に基 業登録証再  
 づく計量証明の 交付手数料  
 事業の登録証の  
 再交付

(270) 計量法第 計量証明事 1 枚につき  
 115条の規定に基 業登録簿謄 780円  
 づく計量証明の 本交付手数  
 事業の登録簿の 料  
 謄本の交付

(271) 計量法第 計量証明事 1 回につき  
 115条の規定に基 業登録簿閲 380円  
 づく計量証明の 覧手数料  
 事業の登録簿を  
 閲覧に供する事  
 務

(272) 一略一

(273) 計量法第 適正計量管 2,600円  
 127条第1項の規 理事業所指  
 定に基づく適正 定手数料  
 計量管理事業所  
 の指定

(274) 計量法第 適正計量管 7,500円  
 127条第3項の規 理事業所指

基づく適正計量管 定検査手  
理事業所の指定に 料  
係る検査

定に基づく適正 定検査手  
計量管理事業所 料  
の指定に係る検  
査

## 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第1条関係

現 行				改 正 案					
別表				別表					
区分	項目		単位	金額	区分	項目		単位	金額
—略—	—略—				—略—	—略—			
デザイン、色見	—略—				デザイン、色見	—略—			
本製作、 モデル 製作	モデル	モデル造形	1 件	5,950円	本製作、 モデル 製作	モデル	モデル造形	1 件	7,020円
		—略—					—略—		
—略—	—略—				—略—	—略—			
備考 1 及び 2 —略—				備考 1 及び 2 —略—					
3 モデル製作のうちモデル造形に係る手数料の額の範囲は、樹脂の使用量が10グラムを超える場合に限り、 <u>5,950円</u> にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,130円を加算した額以下とする。				3 モデル製作のうちモデル造形に係る手数料の額の範囲は、樹脂の使用量が10グラムを超える場合に限り、 <u>7,020円</u> にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,130円を加算した額以下とする。					

## 第2条関係

現 行				改 正 案					
別表				別表					
区分	項目		単位	金額	区分	項目		単位	金額
試験	強度試験	工業材料	1 試 1 試 験 料	3,700円	強度試験	工業材料	1 試 1 試 験 料	3,770円	
		土木建設材料	1 試 1 試 験 料	2,370円		土木建設材料	1 試 1 試 験 料	2,410円	
		工業製品	1 試 1 試 験 料	7,750円		工業製品	1 試 1 試 験 料	7,900円	
		土木建設製品	1 試 1 試 験 料	5,620円		土木建設製品	1 試 1 試 験 料	5,720円	
	種別物 性試験	繊維	1 試 1 試 験 料	3,130円	種別物 性試験	繊維	1 試 1 試 験 料	3,190円	
		—略—				—略—			
		土木建設材料	1 試 1 試 験 料	116,000円		土木建設材料	1 試 1 試 験 料	118,000円	
	共通物 性試験	その他	1 試 1 試 験 料	9,870円	共通物 性試験	その他	1 試 1 試 験 料	10,000円	
		熱定数測定試験（高温）	1 試 1 項 験 目	14,900円		熱定数測定試験（高温）	1 試 1 項 験 目	15,100円	
		その他	1 試 1 試 験 料	15,300円		その他	1 試 1 試 験 料	15,600円	

		験 料	円	
一略一				
電気計測試験		1 試 1 試 験 料	<u>1,850円</u>	
非破壊試験		1 試 1 試 験 料	<u>13,700円</u>	
顕微鏡試験		1 試 1 試 験 料	<u>7,060円</u>	
ロボット模擬動作 試験		1 時 間	<u>4,510円</u>	
分析	化学分析	1 試 1 成 料 分	<u>5,960円</u>	
	機器分析	1 分 析	<u>17,600円</u>	
	食品、飲料分析	1 試 1 成 料 分	<u>13,100円</u>	
加工	木材乾燥	1 時 間	<u>670円</u>	
	機械加工	30分	<u>1,640円</u>	
	金属溶解	1 時 間	<u>4,810円</u>	
	金属熱処理	30分	<u>2,550円</u>	
	試料加工	30分	<u>2,240円</u>	
	キャッピング加工	1 試 1 面 料	<u>870円</u>	
	試料成形	1 時 間	<u>5,610円</u>	
	試料作製	1 試 料	<u>10,400円</u>	
	一略一			
		マイクロマシニン グ加工	1 時 間	<u>10,000円</u>
デザイン、色見 本製作、 モデル 製作	デザイン	繊維製品	1 件 <u>37,700円</u>	
		工業機器、生 活機器	1 件 <u>189,000円</u>	
		グラフィッ ク、家具、ク ラフト	1 件 <u>97,400円</u>	
	色見本製作		1 件 <u>5,630円</u>	
	モデル 製作	モデル造形	1 件 <u>7,020円</u>	
		洗浄処理	1 時 間 <u>2,970円</u>	

		験 料	円	
一略一				
電気計測試験		1 試 1 試 験 料	<u>1,880円</u>	
非破壊試験		1 試 1 試 験 料	<u>14,000円</u>	
顕微鏡試験		1 試 1 試 験 料	<u>7,190円</u>	
ロボット模擬動作 試験		1 時 間	<u>4,590円</u>	
分析	化学分析	1 試 1 成 料 分	<u>6,070円</u>	
	機器分析	1 分 析	<u>17,900円</u>	
	食品、飲料分析	1 試 1 成 料 分	<u>13,400円</u>	
加工	木材乾燥	1 時 間	<u>680円</u>	
	機械加工	30分	<u>1,670円</u>	
	金属溶解	1 時 間	<u>4,900円</u>	
	金属熱処理	30分	<u>2,600円</u>	
	試料加工	30分	<u>2,280円</u>	
	キャッピング加工	1 試 1 面 料	<u>880円</u>	
	試料成形	1 時 間	<u>5,720円</u>	
	試料作製	1 試 料	<u>10,600円</u>	
	一略一			
		マイクロマシニン グ加工	1 時 間	<u>10,200円</u>
デザイン、色見 本製作、 モデル 製作	デザイン	繊維製品	1 件 <u>38,400円</u>	
		工業機器、生 活機器	1 件 <u>193,000円</u>	
		グラフィッ ク、家具、ク ラフト	1 件 <u>99,200円</u>	
	色見本製作		1 件 <u>5,730円</u>	
	モデル 製作	モデル造形	1 件 <u>7,150円</u>	
		洗浄処理	1 時 間 <u>3,030円</u>	

成績書複製	成績書複製	1 通	610円
記録写真撮影	記録写真撮影	1 回	430円

- 備考 1 工業材料に係る強度試験であつて、一の試験において一の試料の複数の測定点につき結果の測定を行うものについての手数料の額の範囲は、測定点が10を超える場合に限り、3,700円にその10を超える測定点1点につき290円を加算した額以下とする。
- 2 共通物性試験のうち熱定数測定試験（高温）に係る手数料の額の範囲は、測定点が5を超える場合に限り、14,900円にその5を超える測定点1点につき2,200円を加算した額以下とする。
- 3 モデル製作のうちモデル造形に係る手数料の額の範囲は、樹脂の使用量が10グラムを超える場合に限り、7,020円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,130円を加算した額以下とする。

成績書複製	成績書複製	1 通	630円
記録写真撮影	記録写真撮影	1 回	440円

- 備考 1 工業材料に係る強度試験であつて、一の試験において一の試料の複数の測定点につき結果の測定を行うものについての手数料の額の範囲は、測定点が10を超える場合に限り、3,770円にその10を超える測定点1点につき300円を加算した額以下とする。
- 2 共通物性試験のうち熱定数測定試験（高温）に係る手数料の額の範囲は、測定点が5を超える場合に限り、15,100円にその5を超える測定点1点につき2,250円を加算した額以下とする。
- 3 モデル製作のうちモデル造形に係る手数料の額の範囲は、樹脂の使用量が10グラムを超える場合に限り、7,150円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,150円を加算した額以下とする。

## 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																		
別表	別表																		
1 一略一	1 一略一																		
2 設備	2 設備																		
次に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で、各設備ごとに知事が定める額	次に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で、各設備ごとに知事が定める額																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測分析設備</td> <td>1時間当たり</td> <td>9,720円</td> </tr> <tr> <td>一略一</td> <td></td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	計測分析設備	1時間当たり	9,720円	一略一		一略一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測分析設備</td> <td>1時間当たり</td> <td>9,770円</td> </tr> <tr> <td>一略一</td> <td></td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	計測分析設備	1時間当たり	9,770円	一略一		一略一
種別	単位	金額																	
計測分析設備	1時間当たり	9,720円																	
一略一		一略一																	
種別	単位	金額																	
計測分析設備	1時間当たり	9,770円																	
一略一		一略一																	
備考 一略一	備考 一略一																		

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

現 行	改 正 案
（専門課程の高度職業訓練の基準）	（専門課程の高度職業訓練の基準）
第7条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	第7条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)～(6) 一略一	(1)～(6) 一略一
(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数を配置し、そのうち1名以上は、次のいずれかに該当する者であること。	(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数を配置し、そのうち1名以上は、次のいずれかに該当する者であること。
イ 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、省令第48条の2第2項第1号の専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの	イ 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程（ <u>実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。</u> ）の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、省令第48条の2第2項第1号の専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
ロ～ホ 一略一	ロ～ホ 一略一
(8) 一略一	(8) 一略一
（高度職業訓練における職業訓練指導員の資格）	（高度職業訓練における職業訓練指導員の資格）
第11条 法第30条の2第1項の条例で定める者は、同項に規定する高度職業訓練に係る教科につき、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第11条 法第30条の2第1項の条例で定める者は、同項に規定する高度職業訓練に係る教科につき、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)～(6) 一略一	(1)～(6) 一略一
(7) 10年以上（短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（ <u>省令第48条の2第2項第9号の職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、同号の職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。</u> ）又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する <u>学位</u> を含む。）を有する者にあつては、5年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの	(7) 10年以上（短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（ <u>実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、省令第48条の2第2項第9号の職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、同号の職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。</u> ）又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する <u>学位及び学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位</u> （ <u>同法に基づく専門職大学を卒</u>

業した者に対して授与されるものに限る。)  
を含む。)を有する者にあつては、5年以上)  
の実務の経験を有する者であつて、教育訓練  
に関し適切に指導することができる能力を有  
すると認められるもの